

平成17年3月15日

農 林 中 央 金 庫

ＪＡバンクの偽造キャッシュカード対策について

偽造キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、ＪＡバンクとお客様との信頼に関わる重要な事項であり、被害防止対策に積極的に取り組むこととしています。

ついては、当面の対策として各ＪＡ・信連・農林中央金庫が連携し、以下のとおり進めていくこととしておりますので、利用者の皆さまにお知らせいたします。

なお、各ＪＡにおける対応内容・時期など、詳しくはお取引されている各ＪＡにお問合せください。

記

1 各ＪＡにおいて現在行っている対策

(1) ＡＴＭ画面の覗き見防止措置

ＡＴＭ操作時の覗き見防止対策について、覗き見防止フィルムの貼付、後方確認用鏡の設置を各ＪＡにおいて進めています。

(2) 暗証番号のセキュリティ強化

ＡＴＭ貼付用ステッカー・リーフレットを作成し、暗証番号の管理についてお客様にお知らせしています。なお、暗証番号の変更は、各ＪＡの窓口において受け付けておりますので、お取引されている各ＪＡにお問合せください。

＊ 一部ＪＡにおいてはＡＴＭによる暗証番号変更も可能となっています。

(3) ホームページへの注意喚起文書掲示

ＪＡバンクのホームページにおいて、偽造キャッシュカード対策のためのお客様向け注意喚起文書を掲示しています。

(4) 被害発生時の緊急連絡先周知

被害発生時の緊急連絡先について、お客様向けに周知を行っています。

(5) 被害発生時の被害届の提出など捜査への協力

被害発生時には、ＡＴＭ管理金融機関が窃盗罪についての被害届を提出することで金融機関において申し合わせがされています。万が一被害に遭われた際には、お取引されている各ＪＡにご相談ください。

2 JAバンク全体として導入を予定している対策

(1) お客様による一日あたりの利用限度額設定

口座単位の1日あたり利用限度額をJA窓口にて任意に設定できる仕組みの導入を、平成17年9月より平成18年5月までの間に順次進めていきます。

(2) 偽造キャッシュカードにかかる保険

偽造キャッシュカードによる不正な引出しによる被害が発生した際、被害額の一定額が支払われる保険に、平成17年4月以降順次加入する予定としています。

(3) キャッシュカードのIC化と生体認証の導入

キャッシュカードのIC化やATMにおける生体認証の導入など、現在の仕組みに代わる新たなシステムについて、早急に導入するため検討を進めています。

3 現在検討している対策

(1) 被害に対する補償の検討

被害発生時の補償について、金融庁のスタディグループでの検討状況等を踏まえ、真摯に検討していきます。

以 上

(照会先) 農林中央金庫 広報部 (飯田, 松尾)

(TEL 03-5222-2019)